

違反是正の 支援業務

違反是正支援センター



はじめに

本誌「月刊フェスク」には「違反是正」のコーナーがあり、各消防本部から、管内の違反対象物に対する行政指導等による是正事例や教育研修体制などを紹介していただいている。平成19年4月から始まったこのコーナーは、平成25年末で82事例となった。

この中で、最近2年間の24事例を見ると、執筆していただいた消防本部の規模別では、100名以下の消防本部が4件あり、そして、ほぼ半数の事例

が300人以下の消防本部であった。「違反処理」という言葉から、政令都市や中核市などの毎日勤務する査察専従員がおり、かつ、管内に法令遵守の意識に乏しいと見られる繁華街や歓楽地域を有する消防本部に限られた行政行為のように見られるが、事例では、職員がほとんど交代制で、専従制が整っていない消防本部においても、また、普通の防火対象物に対しても違反処理がなされている。まさに、「基本的な消防行政の姿勢」を貫いて違反処理が進められている実態がある。

表1 過去2年間の「月刊フェスク」の投稿一覧

掲載月	タイトル	県	本部名
2013年12月号	公園周囲の複数の防火対象物に消防法令違反が発生する事態を未然に阻止した事例	鹿児島	鹿児島市消防局
2013年11月号	自家用給油取扱所の違反是正の取組み	新潟	三条市消防本部
2013年10月号	繰り返し違反対象物への吏員命令事例	山梨	笛吹市消防本部
2013年9月号	3階建て3軒続き長屋一般住宅が飲食店に変更されていた事案	京都	乙訓消防組合消防本部
2013年8月号	名あて人の変更をきっかけに改善に向け進展した事例	三重	紀勢地区広域消防組合消防本部
2013年7月号	旅館・ホテル等における違反是正	愛媛	松山市消防局
2013年6月号	有料老人ホームに対する防火安全管理体制の徹底	和歌山	和歌山市消防本部
2013年5月号	個室型ビデオ試写室における違反是正事例	大阪	八尾市消防本部
2013年4月号	警告書の名宛人以外の者が2件同時に違反事項を改善させた事例	北海道	旭川市消防本部
2013年3月号	テナント式の防火対象物における違反事例	山口	山口市消防本部
2013年2月号	用途変更によりインターネットカフェとなった違反対象物を是正させた事例	京都	京都市消防局
2013年1月号	消防法第8条及び第17条に基づく警告書を交付した事案	熊本	宇城広域連合消防本部
2012年12月号	違反の是正まで長期間を要した事例	千葉	千葉市消防局
2012年11月号	違反対象物の公表制度の紹介 公表制度の効果等について	東京	東京消防庁
2012年10月号	防火管理業務不適正違反に対し警告を行った事例	岩手	一関市消防本部
2012年9月号	短期移転型物販店を早急に違反是正させた事例	三重	桑名市消防本部
2012年8月号	査察体制の強化と査察員の人材育成	静岡	浜松市消防局
2012年7月号	非特定防火対象物における違反是正	高知	高知市消防局
2012年6月号	防火対象物の関係者と消防設備業者が共謀した違反事例に対し「警告書」を交付した事案	福岡	直方市消防本部
2012年5月号	50万市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために	栃木	宇都宮市消防本部
2012年4月号	個室ビデオ店における違反是正事例	大阪	枚方寝屋川消防組合消防本部
2012年3月号	法令改正に伴う違反処理事例	愛知	豊橋市消防本部
2012年2月号	消防法第5条の2の規定に基づく使用停止命令発動を決定し是正に至った事例	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部
2012年1月号	地方の消防本部における違反処理の実態と課題	鳥取	鳥取県西部広域行政管理組合消防局

事例の一つに違反対象物に対して警告書を交付、さらに消防用設備等の設置維持命令を発出し、標識の掲出とホームページ上で命令を公示したうえで、違反対象物に対し使用停止命令を視野に入れた指導により改修させた、北海道・滝川地区広域消防事務組合消防本部の事例(2012年2月号)がある。この中で、執筆された木村氏は「…今回は違反の覚知から是正完了まで約5年の期間を要した。当消防本部のような小規模消防では、予防業務ばかりでなく、現場や他の業務も抱えているため、経験不足は拭えない。このため違反処理に踏み出すには相当の勇気と覚悟が必要である。しかし、この違反処理を行うことで予防課員は多くの知識、経験、そして自信を得ることができた。

今後もこの経験と知識を途切れさせることなく、「違反処理は人命救助」との信念を持ち、与えられた権限を適切に行使し、違反是正に取り組む決意である。」と述べている。

また、新潟県・見附市消防本部が、点検報告から【自動火災報知設備と屋内消火栓設備の機能不良】が判明したボウリング場に対し、警告書と強い指導により改修させた事例(2011年6月号)で、執筆された北澤氏は「…この遊戯施設は市内の子供会のレクリエーションや高齢者のサークル活動等で市民に幅広く利用されており、屋内消火栓設備が使用できないほどの重大違反が存在しているとは、誰も思っていない。それは「不備欠陥があれば消防が適切に対処しているはずだ」といった、消防行政に対する信頼感が底辺にあるからと考えている。そして、我々はその信頼に応える努力をする必要がある。…」と述べている。

このように、消防本部の規模にかかわらず、市民感覚として、市民の使用する防火対象物に対する安全性は消防が確認し、違法な状態が放置されることは行政の怠慢として、許されないことであると強調している。また、違反対象物に対し、繰り返し指導する必要性と強い姿勢を示すことも強調している。

小規模消防本部の職員の真摯な姿勢が事例として紹介されることで、多くの消防本部にとって大きな参考になっているものと思う。

3つ目の事例(2013年4月号)は、旭川市消防本部の西館氏による違反処理に際しての課題として「…予防業務に関して違反処理を行ううえでは、当消防本部を含めて中小規模の消防本部においては、大きく2つの課題があるように思う。

1つは、違反処理に対する知識・理解が不十分なまま誤った方向に独断で突っ走ってしまうことであり、もう1つは、知識・経験不足などから違反処理へ進むことに躊躇してしまうことである。…」として、予防関係職員のネットワークが解決策の一つであると示唆されている。

このことは、前出の滝川地区広域消防事務組合の事例では、札幌市消防局査察課の助言を受けたこと、見附市消防本部の事例でも違反是正支援アドバイザー(以下「アドバイザー」と言う。)からの支援が得られたことが記載されている。また、周南市消防本部の事例(2011年12月号)では、近隣の政令市の違反処理担当に相談し、その相談相手に中国地区違反是正事例発表会で再度会って励まされ、さらに、山口県違反是正事例研究会においても再会し激励されたことが、適切な事務処理へとつながったと記載されている。

このように現在、全国の9ブロックで開催される「違反是正事例発表会」や各県で行う「違反是正事例研究会」において、アドバイザーと接する機会が多くあり、直接的な指導を期待できる環境にある。特に「違反是正事例研究会」は、一つの事例課題に対してグループ討議を重ね、その中でアドバイザーの助言を得ることによって、再確認する研修会となっている。こうした研修の中で、自分が所属する消防本部の抱えている違反例にダブって見えるものがあり、アドバイザーとの親密な関係を築き、相談することが、違反是正への前進となっている。

今年度からは、さらに長野県など幾つかの県が新たに事例研究会を開催し、全国40カ所、約1,500名の職員が参加する研修会の形態へと拡大した。参加することにより他の消防本部の違反担当者との討議等を経て「違反是正のネットワーク」に入ること、迷いのない、適正な違反是正へと進むための一歩が踏み出せると考える。「違反是正事例研究会」、「違反是正事例発表会」の開催事務局

違反是正

となる支部会長消防本部や県会長消防本部の負担が大きいかは否めないが、違反処理業務向上の潜在的な効果を理解していただきたいと思う。

消防法令違反の是正は、「放置されてきた経緯のみが重視される。」と、一步も前へ進むことなく、口頭指導と言う名のもとに先送りされることになってしまう。しかし、八尾市消防本部の違反是正の事例(2013年5月号)で川村氏は「…危険度の優先順位をつけて、今までのように任意による是正を促す程度の行政指導ではなく、「熱意をもって違反是正に取り組んでいるのだ」という姿勢を見せることが必要である。…」と述べている。消防法の違反是正は相手側による対応がなされない限り、改修が難しい事項ではあるが、法令遵守に向けた「熱意」を消防当局が示すかどうか、結果を左右するものであると説明されている。

その点では、現行法令は、「命令」を発出すると、標識等による公示により、地域市民の知るところとなり、銀行等の経済取引に著しく影響し、結果的に消防用設備等の改修の道を選ばざるを得ない雰囲気となる。このことから、命令の効果は大きいものがあり、また、設備設置命令の次に使用停止命令による実行性の手段を強要できるうえでも、ほとんど告発へ進むことなく是正されるのが現状である。

また、防火対象物の違反処理ばかりでなく、消防用設備等の設置工事や点検等に係る違反処理や危険物取扱者に対する免除返納命令なども見ら

れ、広範囲な違反是正への対応が図られつつある。

違反是正へのツール

(1)ホームページによる情報提供

違反是正支援センターのホームページは、多くの消防本部と職員の支持を受けている。平成25年度は其中で、「消防庁の違反是正制度」、「最近の法令改正」を拡充させ、さらに「教えて！違反是正のこと」のコーナーを新設し、用語の解説編と事例紹介編を設けた。

①用語の解説は、「立入検査標準マニュアル」「違反処理標準マニュアル」に示されている用語を各項目で抜き書きし、違反処理時に用いられる専門用語等の説明を付した。説明文の中に「消防予防概論・防火査察(第4版)」の頁を示し、概論との使い勝手を良くした。「消防予防概論・防火査察」も、今回の改訂により、消防庁通知の改正マニュアルを取り込むとともに、従来、本文を理解するうえでフロー図に示す全体とのつながりが分かりにくかったことから、フロー図に本文のタイトル細目を記載し、合わせて、検査手順にもフロー図との相関性を持たせる内容とし、防火査察の研さんに対して、より役立てるものとした。

②事例紹介は、資料案内の問合せが多い「事例紹介」をウェブ上で行えるようにした。用途別に事例を検索案内としてまとめ、「月刊フェスク」の違反是正事例と「違反是正に関する事例集」の事例を用途別に一覧とし、リンクにより引き出せる形



図1 ホームページ「教えて!違反是正」のコーナー



図2 スマートフォン「消防設備ナビ」のトップページ

式とし紹介している。

(2)スマートフォンによる情報提供

平成25年12月から、新たにスマートフォンを利用した情報提供を始めた。ウェブサイトから取り込むため、アプリ仕様とは異なり、ブックマークに保存して、画面登録する必要がある。登録後は、スマートフォンから直接利用でき、①政令別表1の一覧、②用途別の設備設置基準の一覧、③点検基準票(一部)、④講習案内として都道府県消防設備協会のアドレス一覧、⑤Twitterの5つのコーナーが利用できる。特に、「用途別の設備設置基準一覧」は、「劇場等」なら「自動火災報知設備は、延べ300㎡以上」などがPDFで表示され、立入検査等の現場で各種消防用設備設置等の設置単位を再確認できるツールとした。今後は、スマートフォンを用いた利便性の高い情報提供が増加することから、今回はその一部を提供し、さらに利用者の要望等を受けて更新していきたいと思っている。

(3)Twitterの開設

平成25年度から、講演会の開催日に荒天等で「中止する」場合もあることから、その迅速なお知らせ方法としてTwitterを開設している。現在、さまざまな情報を発信している。

消防用設備等セミナーの開催

「消防用設備等セミナー」は、平成23年度に北海道・三重・宮崎、平成24年度に岩手・新潟・茨城・石川、平成25年度は徳島・沖縄・東京・滋賀・



写真1 消防設備セミナーの風景

埼玉で実施した。

建物の安全対策の視点から、消防用設備等関係者や消防職員等を対象とし、適切な消防用設備等の設置と維持管理に対する理解を深める趣旨で、参加者は、各県協会の点検済表示登録会員を中心に地元の消防本部職員の聴講も可能とし、多くの参加を募ることとしているが、開催場所等の制約により各県ごとに違いがある。

平成25年度は、講演内容を3テーマ(①消防用設備等の点検報告時の留意点、②消防用設備等の奏効及び事故事例、③消防用設備等の点検時のQ & A)とした。講義内容は点検報告時での注意点、点検時に発生しやすい事故とその対策、そして、普段思っている疑問に答える内容で、セミナー後も勉強できるようにテキストは製本タイプとした。来年度も5カ所程度の開催を予定しており、共催していただく県消防設備協会と調整している。

リーフレット

消防用設備等の適正な維持管理の視点から毎年リーフレットを作成し、配布している。各消防用設備等に係る適正な維持管理がなされるように、法令改正の内容をかみ砕いたものとし、一般の方が見て改正事項を理解され、点検等をしていただくリーフレットとしている。

○平成25年度「ガス系消火設備等の安全弁の点検」20万部

○平成24年度「統括防火管理制度」「適正な消防設備点検」計50万部



図3 携帯画面で確認できるお知らせとしてのTwitterのページ(2013.12.17)

違反是正

○平成23年度「消火器の法令改正について」20万部

消防機関に対する支援

平成14年に設立された違反是正支援センターは、平成22年4月から日本消防設備安全センターの自主事業となり、事業の継続にあたり3年を目途に見直すこととなった。このため、安全センターの業務内容との関連性から、消防用設備等に関連して設置・維持・管理等に従事されている幅広い層の関係者に向けた消防法令順守の普及啓発を進めることとなり、新たに「消防用設備等セミナー」や「各種講演会」等を行うとともに、消防機関の違反是正の支援事業を行っている。

①「違反是正事例研究会」は、各都府県及び北海道各地区内の消防本部が主催し、消防庁・全国消防長会・違反是正支援センターの3者が支援する形をとっている。研究会は、事例研究時の助言等を消防庁のアドバイザー制度によるアドバイザーを依頼し、開催にあたってのテキストや経費の一部を当支援センターが助成している。平成25年度は、全国40カ所で開催されている。

事務的な申請や要請等は図4に示す仕組みとなる。この平成25年度以降の方式により、開催は全消長会の県会長会が主体となっており、法令指導等の教育的な支援は消防庁が実施し、教材等の助成を当支援センターが行う仕組みとなり、相互の支援体系が明確となり、事例研究会の運営が円滑

になった。

なお、開催にあたっては、年度当初に開催の有無を決定していただき、その要望に応じて教材等を作成し配付している。

研究会の内容は、各消防本部の違反処理を担当する職員や予防技術検定資格を新たに取得した職員が、本部ごとに数名出席し、1会場で約40名程度により開催される。検討対象は、是正させた違反事例内容とその経緯を踏まえた課題で、これらをグループ内で討議し、その内容を発表するものである。各本部の職員がグループに分散して検討することにより、それぞれの現場経験を踏まえた意見が出され、活発な意見交換となり、さらに、アドバイザーが積極的にグループ討議に参画することによって自由闊達な検討ができる。

この違反是正事例は、実際に起きた事案から作成されていることから、実際の立場に立った法令適用を検討するため参加者の研修効果が大きく、職場の違反是正業務に向けた動機づけとして影響を与えている。

②「違反是正事例発表会」は、全消長会の9つのブロックの支部が開催し、当センターが助言者、会場費用等の助成支援を行っている。

平成24年の事例発表会は、9カ所、767消防本部から1,724名が参加する規模で行われ、全国ほぼすべての消防本部が参加し、予防業務における必須の研修事業となっている。参加者は、違反是正を直接担当する職員だけでなく、各本部の管理者の出席も多く、また、一部では行政法を勉強する大学生が参加する会場もあり、消防が地道にかつ適法に違反事項を是正させた実態を身近に知ることができる実務研修である。

当支援センターは、全国消防長会とともにこれらの発表会の開催支援を行い、会議費・講師派遣・印刷物等に係る経費を助成する支援事業を実施している。

まとめ

当支援センターの事業は、各県消防設備協会と共催する「消防用設備等セミナー」やスマートフォンによる情報提供を始めるなど、多岐にわたる多

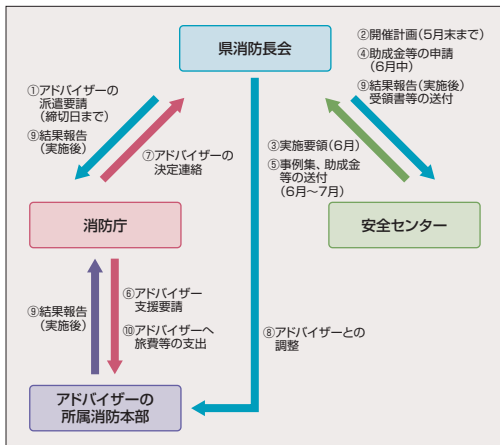


図4 違反是正事例研究会の全体の仕組み

表2 平成25年度違反是正事例研究会の一覧

支 部	実施単位	事務局
北海道支部	道北地区	旭川市消防本部
	道南地区	苫小牧市消防本部
	道央地区	小樽市消防本部
東北支部	秋田県	秋田市消防本部
	岩手県	盛岡地区広域消防組合消防本部
	山形県	山形市消防本部
	宮城県	仙台市消防局
関東支部	新潟県	新潟市消防局
	群馬県	前橋市消防局
	埼玉県	さいたま市消防局
	千葉県	千葉市消防局
	東京都	東京消防庁
	神奈川県	川崎市消防局
	山梨県	甲府地区広域行政事務組合消防本部
	長野県	長野市消防局
	静岡県	静岡市消防局
	愛知県	春日井市消防本部
東海支部	岐阜県	岐阜市消防本部
	三重県	四日市市消防本部
	富山県	富山市消防局
東近畿支部	滋賀県	大津市消防局
	京都府	宮津与謝消防組合消防本部
	奈良県	奈良市消防局
近畿支部	大阪府	大阪市消防局
	兵庫県	神戸市消防局
		神戸市消防局
中国支部	鳥取県	鳥取県東部広域行政管理組合消防局
	広島県	広島市消防局
	島根県	松江市消防本部
	山口県	下関市消防局
四国支部	香川県	高松市消防局
	愛媛県	松山市消防局
九州支部	福岡県	行橋市消防本部
	佐賀県	伊万里市消防本部
	長崎県	長崎市消防局
	熊本県	熊本市消防局
	大分県	大分市消防局
	宮崎県	宮崎市消防局
	鹿児島県	鹿児島市消防局
	沖縄県	中城北中城消防本部

様な事業を展開している。

主な事業は、表4に示されるが、事例研究会のテキストの改訂やセミナーの講演内容の検討と改訂作業など、事業の推進にあたってさまざまな事務があり、これらの事務遂行にあたって、消防庁・全消長会予防担当・政令指定都市等の違反担当課の支援と協力を受けて推進している。

さらに、今年度は、東京国際消防防災展2013で「消防設備フォーラム」を開催し、①消防用設備等の規制の変遷とその効果、②消防用設備等を取り巻く現状と課題、③建築設計から見た今後の消防用設備と題し、3名の専門家からの講演をいただき、過去・現状・将来にわたる消防設備を捉

表3 違反是正事例発表会の一覧

実施単位	開催日時	開催場所(開催地事務局)	人 員
九州支部	8月9日	鹿児島サンロイヤルホテル 鹿児島市 (鹿児島市消防局)	100本部 150名
中国支部	10月25日	いゆみーる 鳥根県浜田市 (広島市消防局)	40本部 120名
北海道支部	10月30日	ロイトン札幌 札幌市中央区 (札幌市消防局)	56本部 200名
東海支部	11月8日	名古屋市東文化小劇場 名古屋市東区 (名古屋市消防局)	73本部 250名
東北支部	11月20日	いわきワシントンホテル 福島県いわき市 (仙台市消防局)	70本部 160名
近畿支部	12月3日	大阪市消防局講堂 大阪市西区 (大阪市消防局)	58本部 250名
関東支部	12月6日	横浜市開港記念会館 横浜市中区 (横浜市消防局)	187本部 320名
東近畿支部	12月11日	メルパルク京都 京都市下京区 (京都市消防局)	70本部 120名
四国支部	平成26年 3月14日	松山市保健所・消防合同庁舎 愛媛県松山市 (松山市消防局)	35本部 100名

表4 主な事業内容

事業区分	事業内容
支援事業	違反是正事例発表会
	違反是正事例研究会
実施事業	消防用設備等セミナー
	消防用設備の講演会等
	リーフレット等の作成・配布
	ホームページ、スマホ等による資料提供等
	電話等による相談業務

える講演会を行った。また、2月には、「消防設備のルートC」に関し、新しいトレンドの紹介と普及に向けての講演を計画している。

当支援センターは、ある面では設備設置等に係る法令違反の是正を促し、ある面では消防用設備の設置維持に係る情報を提供し適切な維持管理のあり方を提供し、ある面ではスマートフォンなどの新しいツールの提供や講演会による将来に向けての知識や技能の普及などを発信している。いずれも消防用設備が適切に維持され、その利便性をさらに高めるための諸策であると思う。

今後とも、さまざまご支援とご協力のもとに事業の展開をしてまいります。